

佐渡市老朽危険廃屋対策支援制度（補助金交付制度）の概要

佐渡市役所 市民生活部 生活環境課

1 趣旨

佐渡市では、市民の安全・安心の確保及び良好な景観を形成することを目的に、市内の老朽化して危険な空き家を解体する方に対し、補助金制度を設けています。

市内の建築物のうち、主要構造部が朽ち周辺の生活環境に悪影響を与える老朽危険廃屋の解体及び撤去に係る経費の一部を補助することで、所有者又は相続人（もしくは財産管理人）自らが行う老朽危険廃屋の解体の促進を図ります。

2 補助対象者

補助の対象となる方は、次のいずれかに該当する方です。ただし、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第1項第2号から第6号に定める者は対象になりません。

- (1) 老朽危険廃屋の所有者または相続人（もしくは財産管理人等）で、当市において市税等の滞納がない方
- (2) (1)の方から委任を受けた者

3 補助対象となる老朽危険廃屋

補助の対象となる老朽危険廃屋は、次の全てに該当する建築物です。

- (1) 市内に存在する特定空き家もしくは不良住宅と認められたもの
- (2) 適正に管理されていないことにより、周囲に危害を及ぼすおそれのあるもの
- (3) 現に使用されていないもの
- (4) 公共事業等による移転、建て替え等の補償の対象でないもの
- (5) 複数人の共有又は相続未登記の物件については、解体について関係者全員の同意を得ているもの
- (6) 所有者又は相続人が、解体跡地に建替えることを目的としていないこと
- (7) 建物の全てを除却するもの
- (8) 補助を受けるために故意に破損したものでないこと

4 補助対象となる経費

補助の対象となる経費は以下のとおりです。ただし、補助対象経費の合計額が当該年度の国土交通大臣の定める小規模住宅地区等改良事業の標準除却費の額を超える場合は、標準除却費の額を補助対象とします。

- (1) 老朽危険廃屋の解体に係る経費
- (2) 解体工事により生じた廃材等の収集運搬費及び処分に要した経費
- (3) 周囲への安全を確保するために、解体工事及び廃材等の処分に付随して行う工事等に係る経費
- (4) 上記工事等に係る諸経費
- (5) 上記の各項目に係る消費税

※ 老朽危険廃屋に附属する浄化槽等、地下埋設物撤去に係る経費や家財道具の処分費は対象になりません。

5 補助金の額

補助金の額は次で求めた額です。（1,000円未満切捨て）

- | | | |
|------------|------------|-----------|
| (1) 木造建築物 | 補助対象経費の1/2 | （上限 80万円） |
| (2) 非木造建築物 | 補助対象経費の4/5 | （上限400万円） |

6 相談受付期間

令和8年4月1日（水）～5月29日（金）

7 交付申請に必要な書類

「老朽危険廃屋対策支援事業補助金交付申請書」と、あわせて以下の添付書類が必要です。

- (1) 老朽危険廃屋の概要（別紙1）
- (2) 老朽危険廃屋の位置図（敷地内のどの建物か見取図等により明確に示すこと。）
- (3) 解体及び撤去経費の見積書の写し
- (4) 現況写真（遠景、近景）
- (5) 納税証明書（又は未課税証明書）
- (6) 所有者以外が申請する場合は、所有者の委任状
- (7) 固定資産税等納税通知書及び課税明細書の写し又は名寄帳又は課税台帳登載証明書
- (8) 施工業者が一般建設業又は解体事業者の許可を得ていること等を証する書類の写し
- (9) 誓約書（別紙2）
- (10) 老朽危険廃屋が共同所有の場合、共同所有者の同意書
- (11) 建物所有者が死亡している場合、相続人全員との関係を証明する書類及び同意書

8 交付決定

申請書の審査及び現地調査を実施したうえで決定し、文書でお知らせします。

9 補助事業の変更及び中止

補助事業の内容の変更や、補助事業を中止をしようとする場合は、事業変更（中止）承認申請書を提出し、その承認又は指示を受ける必要があります。

10 実績報告

補助事業の完了後20日以内に、次の書類を添えて実績報告書を提出してください。

- (1) 解体・撤去等経費の領収書の写し
- (2) 解体及び撤去後の写真（着手前の写真と対比できるもの）
- (3) 廃棄物処理報告書の写し（A票またはE票）

11 補助金額の確定

実績報告書の内容を審査したうえで補助金額を確定し、文書でお知らせします。

12 補助金の請求

補助金交付請求書を提出していただいた後、指定口座へ補助金を振り込みます。

13 補助金の返還

補助金の交付を受けた方が、次のいずれかに該当する場合、補助金の全部又は一部を返還してもらうことになります。

- (1) 虚偽又は不正の申請により支給を受けた場合
- (2) 所有者又は相続人が、解体後5年以内に解体跡地に建替えを行った場合
※建物解体後の土地の売却については差し支えありません。
- (3) 解体後5年以内に管理不全の状態により周辺住民等に対し影響を及ぼすに至ったとき。

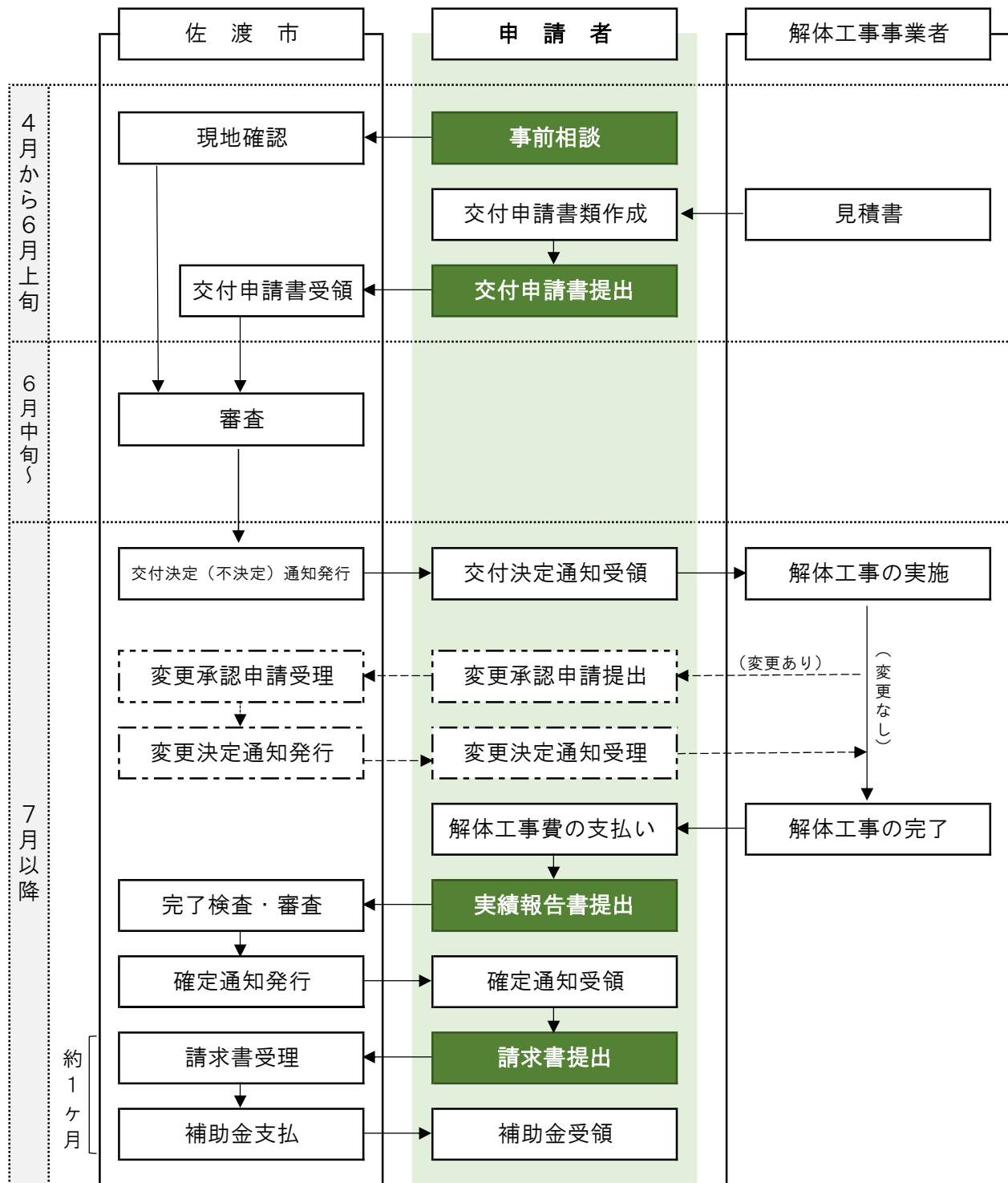
14 注意事項

- (1) 受付件数が多い場合、審査により危険度の高いものを優先します。
- (2) 補助金交付決定を受ける前に工事に着手した場合は対象となりません。
- (3) 建築物を除却することにより、住宅用地特例が適用されなくなるため、翌年度の土地の固定資産税が増額になる場合があります。
※ 住宅用地特例については、税務課にお問い合わせください。

【補助対象となる老朽危険廃屋（腐朽状況）の例】



【佐渡市老朽危険廃屋対策支援事業 手続きの流れ】



■ 老朽危険廃屋対策支援事業に関するお問い合わせ		
佐渡市役所 市民生活部 生活環境課 環境対策係	電話：0259-63-3113	
■ 固定資産税等に関するお問い合わせ		
佐渡市役所 市民生活部 税務課 固定資産税係	電話：0259-63-5110	